

年金給付の経過措置一覧(令和 8 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金		
	資格期間	被用者年金の加入期間	厚年の中高齢加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算の乗率	配偶者の振替加算額(年額)(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子) 支給開始年齢		(女子) 支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)	経過的寡婦加算額(年額)(注1)
								昭和31年4月1日以前生まれの単価	昭和31年4月2日以後生まれの単価	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分		
								1,761円	1,766円								
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。															633,700円	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	243,100円	1.875	3,302円	—	9.500	7.308	60歳	55歳	243,800円	633,700円		
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	236,536円	1.817	3,200円	—	9.367	7.205	〃	〃	〃	601,204円		
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	230,216円	1.761	3,101円	—	9.234	7.103	〃	〃	〃	571,115円		
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	223,652円	1.707	3,006円	—	9.101	7.001	〃	〃	〃	543,175円		
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	217,088円	1.654	2,913円	—	8.968	6.898	〃	〃	〃	517,162円		
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	210,768円	1.603	2,823円	—	8.845	6.804	〃	〃	〃	492,883円		
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	204,204円	1.553	2,735円	—	8.712	6.702	〃	56歳	〃	470,171円		
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	197,640円	1.505	2,650円	—	8.588	6.606	〃	〃	〃	448,878円		
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	191,320円	1.458	2,568円	—	8.465	6.512	〃	57歳	279,800円	428,876円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	184,756円	1.413	2,488円	—	8.351	6.424	〃	〃	〃	410,050円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	178,192円	1.369	2,411円	—	8.227	6.328	〃	58歳	〃	392,300円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	171,872円	1.327	2,337円	—	8.113	6.241	〃	〃	〃	375,536円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	165,308円	1.286	2,265円	—	7.990	6.146	〃	59歳	〃	359,678円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	158,744円	1.246	2,194円	—	7.876	6.058	〃	〃	〃	344,655円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	152,424円	1.208	2,127円	—	7.771	5.978	〃	60歳	315,700円	330,403円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	145,860円	1.170	2,060円	—	7.657	5.890	60歳	61歳	351,800円	316,862円		
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	139,296円	1.134	1,997円	—	7.543	5.802	〃	〃	387,700円	295,740円		
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	132,976円	1.099	1,935円	—	7.439	5.722	〃	62歳	423,700円	274,617円		
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	126,412円	1.065	1,875円	—	7.334	5.642	〃	〃	〃	253,495円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	119,848円	1.032	1,817円	—	7.230	5.562	〃	63歳	〃	232,372円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	113,528円	1.000	1,761円	—	7.125	5.481	〃	〃	60歳	61歳	211,250円	
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	106,964円	〃	〃	—	〃	〃	〃	64歳	〃	190,127円		
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	100,400円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	62歳	169,005円		
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	94,080円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	147,882円		
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	87,516円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	63歳	126,760円		
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	80,952円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	105,637円		
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	74,632円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	64歳	84,515円		
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	68,068円	〃	〃	—	〃	〃	61歳	—	〃	63,392円		
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	61,504円	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	〃	42,270円		
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	55,184円	〃	〃	—	〃	〃	62歳	—	〃	21,147円		
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	48,760円	〃	—	1,766円	〃	〃	〃	—	〃	—		
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	42,177円	〃	—	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—		
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	35,839円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—		
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	29,256円	〃	—	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—		
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	22,673円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—		
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	16,335円	〃	—	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—		
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—		
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—		
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—		
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—		
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—		

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみます。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

・昭和31年4月1日以前生まれの単価1,761円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月1日以前生まれの改定率(令和8年度は1.082)を乗じた額。

・昭和31年4月2日以後生まれの単価1,766円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月2日以後生まれの改定率(令和8年度は1.085)を乗じた額。